

中小企業チャレンジサポート事業補助金の公募

●中小企業の販路開拓を支援します！

市では、中小企業の販路開拓を支援するため、下記のとおり「中小企業チャレンジサポート事業補助金」の公募を行います。事業の採択は、審査の上、決定します。

中小企業チャレンジサポート事業補助金（中小企業販路開拓促進事業）

- ▶ **補助内容**
中小企業者が行う新たな販路開拓のための展示会出展やECサイトの構築による新規顧客獲得等の事業費の一部を助成
- ▶ **補助対象経費**
事業の実施に直接的に必要な経費（旅費、開発費、広報費、展示会等出展費、借料）
- ▶ **補助額**
補助対象経費の2分の1以内（限度額 20万円）
- ▶ **事業実施期間**
交付決定日～令和3年3月31日(水)
- ▶ **提出書類及び提出先**
中小企業チャレンジサポート事業補助金応募申込書に事業計画等の必要書類を添付し下記に提出
※各種様式、応募要領は市ホームページ又は右記二次元コードからご確認ください。
- ▶ **審査**
事業計画は、審査を行い予算の範囲内で採択する事業を決定
※補助金交付申請の手続きは、採択事業が決定した後に必要となります。
- ▶ **申込期限** 7月13日(月)



問 商工労政課地域産業支援係 ☎ 8 2 3 9（市役所3階）

●働きやすい職場環境づくりを目指す事業主を応援します！

- 労働者の働きやすい職場環境づくりとワークライフバランス（仕事と生活の調和）を推進することを目的として、就業規則作成に係る経費を助成します。
- ▶ **対象**
市内に事業所（本社）を有し、従業員が9人以下の事業主
- ▶ **助成金**
就業規則の作成に係る経費（上限10万円）
※詳細は下記にお問い合わせください。

問 商工労政課雇用・労働環境係 ☎ 8 2 3 9（市役所3階）

●貸付農園利用者を募集します！

市内在住の人を対象に、石井工業団地内にある貸付農園の利用者を募集します。



- ▶ **貸付期間**
使用許可日～令和3年3月31日(水)
- ▶ **貸付区画**
十数区画（1区画 約100㎡）
- ▶ **利用料** 無料
- ▶ **貸付条件**
①野菜・花等を栽培（樹木の栽培は不可）
②営利目的の作物栽培は不可
- ▶ **申込期限**
5月29日(金)
- ※応募者多数の場合は抽選で決定します。
※新型コロナウイルス感染症防止のため、原則電話での問合せ、申込みをお願いします。

問 企業立地推進室企業立地推進係 ☎ 8 3 1 3（市役所3階）

●市議会の日程

令和2年第2回日田市議会定例会は、下記の日程で開催される予定です。正式には、6月2日(火)に開催予定の議会運営委員会で決定します。

開催日	開催時間	会議名	会議の内容
6月8日(月)	午前10時	本会議	議案上程、提案理由の説明など
15日(月)			一般質問
16日(火)			
17日(水)			
19日(金)		委員会	議案質疑、委員会付託
22日(月)			議案審査
23日(火)			
24日(水)	午後1時	本会議	委員長報告、質疑、討論、採択など
26日(金)			

※本会議・委員会はどなたでも傍聴することができます。

- ・ **一般質問**
議員が市政全般について質問すること
- ・ **議案質疑**
条例や予算など、上程された議案について質問すること
- ・ **委員会付託**
上程された各議案について各委員会に審査を委ねること

問 議会事務局
☎ 8 2 1 4（市役所3階）

空家・空店舗等のリノベーションによる

●まちなかのにぎわい創出を支援します！

空家等の遊休施設や空間をはじめとする既存資源の有効活用によって、エリア価値の向上を図るためのリノベーションを支援する「まちなかりノベーション推進事業」の公募を行います。事業の採択は、審査の上、決定します。

- ▶ **補助対象者**
次の要件を満たし、かつまちなか等の賑わいを生む具体的な計画を持っている人
①開業の日までに市内に住所を持つ個人又は法人
②市税を完納している人
③この補助金の交付を受けてから5年以上市内で事業を継続しようとする人
④事業実施後、関係商工団体と協調してにぎわい創出に取り組む人

- ▶ **補助対象事業**
①空家等の遊休施設や空間を有効活用して、小売業、生活サービス業、クリエイティブ産業、共同利用施設整備等の事業を行うもの
②上記に該当する業種で既に営業している店舗（1年以上）を、第三者が事業継承し出店するため改装を行うもの
※申請年度から同一の年度内で事業を完了する必要があります。また、対象外となる事業もあるので事前に下記にお問い合わせください。

- ▶ **補助対象経費**
①申請者が業者と契約して行う改装工事費（備品や器具類は除く）
②申請者が自ら行う工事に係る原材料費（使用箇所及び使用量が明確に確認できるものに限る）
※いずれも居住部分の経費は除きます。

- ▶ **事業実施期間**
交付決定日～令和3年3月31日(水)
※交付決定日以前に発生した費用は補助対象となりません。

▶ 補助限度額

地域・業種	補助率	上限額
複数の経営体が共同のテナント内に 出店する場合	2/3以内	150万円
推進プランを定めている商店街の 区域	1/2以内	100万円
推進プランを定めていない商店街の 区域		75万円
上記以外の区域であって、事業の 目的を達成すると認められる区域		50万円

※推進プランとは、商店街の将来ビジョンや実施事業を取りまとめたものを言います。

- ▶ **提出書類及び提出先**
必要書類を添付し、下記に提出
※各種様式、応募要領は市ホームページ又は右記二次元コードからご確認ください。



- ▶ **申込期限**
6月15日(月)
※申請状況によって二次公募を行う場合があります。

問 商工労政課商業・消費生活係 ☎ 8 2 3 9（市役所3階）